200人が集まった「ナイトイベント：大嘗祭反対＠トーキョー・ステーション」（11月14日）

談論暴発

▶天皇制反対を一番簡単に分かってくれるのは、ムスリムの友人だ。特に「アラブの春」の挫折以降、イスラーム嫌悪のない日本への期待を抱いてやって来たムスリムの小さなコミュニティが広島にある。「人間が神だなんて、笑える」。「万物の創造主」とは違う、「神聖にして不可侵」という概念を踏まえた上で、そういう存在を国家システムに位置づけ崇める滑稽さを確認する。「神」だった、のではなく昔も今も「神」のまま。それを改めて示すのが大嘗祭だ。▶ この儀式の問題は出し尽くされているだろうが、亀の甲羅の占いで「斎田」を決めるとかいう古代丸出しの儀式や、各県で特産物を選んで「供納」させるプロセスは、地方に移った私の目を特別に引く。それぞれの地域の「暮らしと仕事」が、こんなふうにして天皇制に組織されていくとは。各地の護国神社でも大嘗祭に合わせた祭祀があることは今回初めて気がついた。▶「一晩だけで27億円」とは、大嘗祭反対の分かりやすいスローガンだ。しかしプロセスに目をやれば、大嘗祭は決して一晩限りの大嘗宮のなかだけのものではない。（田浪）

contents

事務局から
●第15期第６号をお届けします。次号（７号）は12月26日発行予定です。
●財政が逼迫しております。カンパをお願いいたします。

いよいよ安倍改憲をとめる闘いの正念場
改憲阻止へ多様な運動の連携・合流を

2年前、2017年の5月3日、安倍首相は、日本会議系の改憲集会に向けたビデオメッセージで東京五輪が開催される2020年を「新しい憲法」で迎える意思を明らかにした。同日の読売新聞のインタビューでも、安倍は同様の主張を打ち出した。

この「2020年改憲」宣言に対して、全国で反対の運動が広がり、「立憲野党」と市民の共闘が国会内外で作りだされた。それから2年以上が経ち、安倍政権の改憲スケジュールはまだ実現のめどがたっていない。しかしさる9月に成立した第4次安倍再改造内閣は「社会保障改革」を前面に押し出しながら、本格的な「改憲実現」内閣という性格を明らかにしている。新内閣の陣容はその多くが「日本会議国会議員連盟」の幹部であり、党役員の中でも下村博文選対委員長、稲田朋美政審副会長など要所に「日本会議」の極右改憲派を配置している。

新内閣の発足に当たって安倍首相は「新しい体制の下で憲法改正に向けた議論を力強く推進する」「令和の時代にふさわしい憲法改正原案の策定に向かって、自民党は今後、憲法審査会において強いリーダーシップを発揮していくべきだ」と強調した。

9月12日の読売新聞論説は「衆参両院の憲法審査会は、与野党の対立で建設的な議論ができない状態が続く。国の最高法規について不断に論じるという役割をないがしろにしてはならない」「立憲民主党などは、安倍政権下では憲法論議に応じないという姿勢を改めるべきである」と訴えた。

9月12日の産経新聞も社説にあたる「主張」欄で、「憲法改正に不退転の決意で臨め　変化する国際情勢に備えよ」と強調し「先の国会のように審議すら行われず先送りするようなら内閣も自民党も存在意義はない」といらだちを露わにした。そして「平和憲法のお題目の前に思考停止し、戦後74年間、改正ひとつできないでいるわが国の国内事情を諸外国は斟酌しない。むしろ積極的に隙を突いてくるだろう。新内閣は、これがラストチャンスだという不退転の決意で憲法改正に取り組まねばならない」と煽り立てた。

改憲勢力は、安倍政権を持ち上げながら、思うように改憲プログラムが発動しないことにいら立ちを隠せない。いつになったら「本気」を出すのか、と。

10月4日、臨時国会での安倍首相の「所信表明」演説は、「新しい天皇の下での新しい憲法」という視点に貫かれたものだった。「令和の時代の新しい国創りを、皆さん、共に進めていこうではありませんか」「その道しるべは、憲法です。令和の時代に、日本がどのような国をめざすのか。その理想を準備すべき場こそ、憲法審査会ではないでしょうか。私たち国会議員が200回に及ぶその歴史の上に、しっかりと議論していく、皆さん、国民への責任を果たそうではありませんか」と安倍は訴えた。安倍首相はもともと天皇の「生前退位」に反対していたはずだ。しかし彼は、天皇の「生前退位」をも「新しい憲法」のために利用することになった。さすがに「したたか」と言うべきか。

安倍首相の「所信表明」演説は、第一次大戦後の「パリ講和会議」で日本の全権代表が「人種平等」主張を掲げたことを称揚し、この「人種平等」の主張が、世界をリードする画期的なものだったと強調している。「日本が掲げた大いなる理想は、世紀を超えて、今、国際人権規約をはじめ国際社会の基本原則となっています」。

しかしこれこそインチキの極みだ。日本代表団の主張は、中国などにあるドイツの植民地利権を欧米だけではなく、日本にもよこせということに過ぎなかった。事実、日本はベルサイユ条約において中国・山東省（青島など）のドイツ利権、そして旧ドイツ領南洋諸島の領有権を要求し、植民地支配を行ったのである。「人種平等」ではなく「有色人種にも植民地をよこせ」という主張だ。

おそらく「お友達」である百田尚紀の『日本国紀』からの受け売りである安倍首相のこの主張は、植民地主義への批判や、民族平等とは何の関係もない。これだけでも安倍の歴史観のデタラメさは明らかではないか。

しかし安倍政権の思惑は、相次ぐスキャンダルでの閣僚辞任によって少なからぬ打撃を受けている。10月25日には選挙区の有権者への贈答・香典問題をめぐって菅原一秀経産相が辞任し、10月31日には河井克行法相が、妻の選挙での公職選挙法の規定を超えた運動員への報酬支払いで辞任した。

さらに安倍首相本人も「国家予算」を使った「桜を見る会」の招待を巡っての地元優遇問題をめぐって批判が集中している。こうした一連の事態は、安倍政権の改憲戦略にとって一定のダメージを与えることになるだろう。もちろん「敵失」はあくまで「敵失」であって、今問われていることは正面から安倍改憲戦略に立ちむかう運動を、地域からさまざまな課題を通して積み上げ、交差させていく運動をつくり出していくことであろう。

沖縄での辺野古新基地建設に反対する粘り強い闘いの展開、自衛隊の中東派兵阻止を初めとした反戦・平和の闘い、日韓連帯や新たな天皇制キャンペーンに反対する闘い、さらには反原発闘争や環境破壊に抗する運動、反貧困・反失業・生活防衛の闘いなどが相互に交流し、結びつくことによってこそ、憲法改悪反対・安倍政権打倒を目指す次の広がりが作り出される。

今、私たちにとって必要なことは、私たち自身の問題意識の共有、つながりを可能な限り拡大していくことだろう。反改憲の運動は狭い意味での「9条」を守る主張に限定されるものではない。それは貧困、環境破壊、差別をなくし、平和と権利を共有していくためのさまざまな試みを積み上げ、共有していく試みでもある。

そしてその集約点の一つが安倍改憲に反対する運動であることは間違いない。

共に考え、行動し、安倍政権の改憲キャンペーンをはねのける人びとの論議と行動をさらに発展させよう。不正に怒り、平和と人権、環境破壊、平等を貫く社会をともに築き上げよう。

安倍改憲を止めることは、一つのゴールであるとともに、そうした長い闘いの出発点である。　　（国富建治／編集部）

辺野古新基地訴訟への支援を訴える　違法な埋め立て工事を許すな！

違法な赤土交じりの土砂が連日海に投入されている辺野古新米軍基地建設のための埋め立てを巡り、沖縄では現在重要な訴訟が提起されている。

昨年８月、沖縄県が仲井真知事時代に出された辺野古埋め立て承認を撤回したことに対し、国土交通大臣がそれを取り消したのは違法だとする「抗告訴訟」だ。「マヨネーズ並み」といわれる軟弱地盤、米軍の高さ制限を超える建物の存在、サンゴや藻場などへの環境保全の不備など、数々の違法事実を抱えた辺野古新基地建設の承認取り消しは全く正当な行為だ。にもかかわらず沖縄防衛局は昨年、「私人」になりすまして行政不服審査請求を身内の国土交通省に提出、国交大臣が本年4月、撤回処分を取り消す裁決を下したのだ。

１１月２６日那覇地方裁判所で第１回公判が行われる本訴訟は、県が行った埋め立て承認撤回の正当性を争点としており、実質審理を行わせることがまず重要になっている。

実はもう１件辺野古埋め立て承認撤回を巡る訴訟が起こされていた。国土交通大臣が行った裁決の取り消しを求めて本年７月県が国を相手に起こした「関与取り消し訴訟」だ。国交大臣の裁決に対し、県は総務省の「国地方係争処理委員会」に審査を申し出たが、同委員会は何らの審議もしないで却下したため、提訴したのだった。しかしこの訴訟は、10月23日、福岡高裁那覇支部（大久保裁判長）が、県の訴えを却下した。大久保裁判長は、初回の公判で玉城デニー知事の意見陳述を受けただけで実質審理をしないままわずか１回で結審、「防衛省は一般私人と同様の立場で埋め立て承認や撤回処分を受けた」と、「私人になりすまし」を何と初めて認め、国の言い分を全面的に容認し門前払いの判決を下したのだ。司法の役割を放棄した不当な判決だ。

私たちも参加している「止めよう！辺野古埋め立て」国会包囲実行委員会では、那覇地裁に対して、「門前払い」を許さず、実質審理と公正な判決を求める団体署名と山内裁判長に対する個人要請ハガキを送る運動を進めている。沖縄では、土砂積み込みの琉球セメント安和桟橋、本部町・塩川港で連日搬入阻止の行動が取り組まれ、キャンプシュワブゲート前でも工事車両搬入に抗議する座り込み、辺野古の海では美ら海への土砂投入を阻止する海上行動がそれぞれ粘り強く続けられている。昨年１２月から始まった土砂投入に対し、わずか３％しか進行させない大きな成果をあげ、あらゆる手段を行使して工事を進めてきた政府・防衛省に大きな打撃を与えている。

沖縄の人々の生活と未来を掛けた「諦めない」闘いに応える「本土」の取りくみとして、辺野古訴訟への支援を訴えたい。団体署名は11月26日の第１回公判前に提出したが、裁判長への要請はがきはまだ有効だ。ぜひ多くの皆さんに協力していただくことを呼びかけたい。（連絡先：090-3910-4140）

（中村利也／辺野古への基地建設を許さない実行委員会）

核・ミサイル軍拡を許さない12・22集会へ

トランプ政権は、INF条約（中距離核戦力全廃条約）の破棄を２月２日に通告し、同条約は８月２日に失効した。同条約は、1987年９月に米ソが合意したもので、その目的は中射程の弾道ミサイル、巡航ミサイルの全廃である。1980年代前半、アメリカはソ連のSS20ミサイル東欧配備に対抗し、1983年から最大464基の地上発射型巡航ミサイルと108基のパーシング弾道ミサイルをヨーロッパに配備した。レーガン軍拡の下で核戦争の危機が再燃した。核弾頭搭載可能な海上発射巡航ミサイル＝艦対地トマホークの実戦配備も、その頃のことである。だが、核軍拡競争は米ソにとって重荷であり、一転、INF条約が締結された。ロシアも、それを継承した。

しかし2002年、アメリカは、1972年に締結されたABM条約（弾道弾迎撃ミサイル制限条約）を脱退し、ミサイル防衛を推進し始めた。2010年以降、アメリカは、ロシアがINF条約に違反しているとし、INF条約破棄を検討し始めた。だがそれは、対ロシア以上に、INF条約に縛られていない中国を「脅威」とみなしてのことだ。

アメリカは、2017年から中距離弾道ミサイルの配備に関する協議を日本政府に持ちかけている。トマホークに代わる新型巡航ミサイルの配備も取り沙汰されている。米軍だけではない。自衛隊のミサイル軍拡の動きも急だ。北朝鮮の中距離ミサイルに対抗するという理由で、トマホークの配備まで持ち上がってきた。イージスアショアの導入は、既に決めている。イージスアショアは敵地攻撃にも使える射程のミサイルを発射することができる。中ロの内陸にも届く電磁波も飛ばせる。だから当然、中ロはイージスアショア配備に反発している。また日本政府は、今までより格段に射程の長い巡航ミサイルや長距離滑空弾を、南西諸島に配備しようとしている。日米VS中国の核軍拡・ミサイル軍拡競争がエスカレートすることは必至だ。これは、今までにも増して防衛予算を膨らませる。大軍拡予算に反対してきた私たちは、こうした動きを見過ごすわけにいかない。

1980年代前半、日本でも反核、反トマホークの運動が高揚した。それから三十数年。INF条約破棄にも、日本政府が核兵器禁止条約の批准をしようとしない姿勢にも、以前のような怒りの声が聞こえてこない。福島第一原発事故で核の恐ろしさを改めて気づかされたはずなのに、核軍拡の脅威への感受性はなぜ衰弱してしまったのか。核をめぐる米ロ・米中の動向の分析やそれが日本の軍拡や基地にどうつながるのかについて理解を深めるだけでなく、日本の反核運動の再生に向けて何をなすべきか、それと大軍拡反対、基地強化反対の運動がどう連携していけばいいのか、核軍拡問題に取り組まれてきた田窪さんのお話を伺い、論議をしていきたい。

（池田五律／大軍拡と基地強化にNO！ アクション2019）

＊　＊　＊

核・ミサイル軍拡を許さない12・22集会
日時：12月22日　13：30開始
会場：文京区民センター・３C
講演：田窪雅文さん「日本の反核運動の課題」

糟谷孝幸追悼50年集会に参加を&糟谷プロジェクトにご協力を

1969年11月13日、大阪・扇町公園での佐藤訪米阻止闘争を闘った糟谷孝幸（岡山大生、21歳）は機動隊の警棒の乱打によって虐殺された（11月14日に死亡）。

糟谷孝幸は日記に「ぜひ、11.13に何か佐藤訪米阻止に向けての起爆剤が必要なのだ。犠牲になれというのか。犠牲ではないのだ。それが僕が人間として生きることが可能な唯一の道なのだ」と残して、11・13の闘いに参加。機動隊に暴行を受け、逮捕された糟谷は、頭部に重傷を負ったまま、曽根崎警察署まで歩かされ、「黙秘します」の一言だけ言って意識不明となり、翌日病院で死亡した。

逮捕警官の警棒には糟谷と同じ血液型の血痕が付いていたことが分かっており、全国の仲間によって、糟谷を虐殺した３警官（荒木幸男、赤松昭雄、杉山時夫）の告発運動、付審判闘争が取り組まれた。だが、警察の妨害の末、時効にされた。

当時救援連絡センターの水戸巌さんは「糟谷孝幸君の闘いと死は、樺美智子、山崎博昭の闘いとその死とならんで、権力に対する人民の闘いというものを極限において示したものだった」（1970告発を推進する会冊子「弾劾」から）と書いている。

糟谷孝幸の死から50年の今年。糟谷孝幸追悼50年集会と本出版のために「1969糟谷孝幸50周年プロジェクト」（略称：糟谷プロジェクト）が立ち上げられた。

プロジェクトでは１月13日、大阪での糟谷孝幸君追悼50周年の集いを開催。2020年11月までの本の出版。そのための基金（１口3000円、何口でも）に取り組んでいる。

10月13日には、大阪・PLP会館で糟谷プロジェクトスタート集会を開催。11月12日、朝日新聞大阪版で糟谷プロジェクトの活動が紹介された。12月８日には首都圏の集い（和泉橋区民館）を開く。

10月22日までに集まった呼びかけ人・賛同人は200人を超え、基金カンパは90万円になった。本出版へ呼びかけ人・賛同人300人、基金300万円を目標に呼びかけを続けている。

１月13日の追悼50年集会では、海老坂武さんの講演。11・13と労働運動、11・13被告、付審判闘争についての報告を予定している。

（繁山達郎／糟谷プロジェクト東京事務局）

＊　＊　＊

1969糟谷孝幸50周年プロジェクト

［事務局連絡先］
〒700-0971　岡山市北区野田5-8-11 ほっと企画気付
電話：086-242-5220（090-9410-6488）
FAX：086-244-7724
E-mail：m-yamada@po1.oninet.ne.jp

［糟谷基金］
銀行振込：みずほ銀行岡山支店（店番号521）
口座番号：3031882／口座名：糟谷プロジェクト
郵便振替：口座番号：01260-2-34985／名義：内藤秀之

＊　＊　＊

権力犯罪を許さない 忘れない糟谷孝幸君追悼50周年集会
日時：2020年1月13日（月・休）午後１時半～
お話：海老坂武
特別報告：「11.13裁判・付審判闘争の報告」他
会場：PLP会館大会議室（大阪環状線天満駅）

「ゼクシィ見るより民法読め」共同親権訴訟提訴

「どうして単独親権制度が残っているんでしょうか」

2007年に子どもと引き離されて12年。市民運動として共同親権への民法の転換を求めて何度も聞かれた問いだ。「昔はどの国も単独親権。それが80年代以降共同親権に変わってきた。日本でも戦前は家長に親権のある単独親権だったのが、戦後男女平等の憲法ができて、婚姻中のみ共同親権になった。離婚・未婚時は取り残されただけ」と説明すると、多くの人が冒頭のような問いを思い浮かべる。

今回、この「婚姻中」のみ共同親権とする民法818条の単独親権規定が、憲法14条の平等原則に反するとして立法不作為の国家賠償請求訴訟を、男女12人の親たちで提起することにした。侵害されるのは親の養育権、憲法13条に由来する。

子どもと引き離される経験というのは筆舌に尽くしがたい。毎年のように子どもと引き離された親（別居親）たちが自殺している。一方で、離婚時には二人の親に一つの親権しか認めない民法の規定は、親権をめぐる親どうしの子の奪い合いを引き起こし、殺人事件も起きている。裁判所の運用はこうなっている。子どもを確保している側にそのまま親権を与えて確保できない側から親権を奪う。子どもと会いたいと子どもと暮らしていない側が申し立てても、通常裁判所の基準はよくて月に１回２時間程度になっていて、その取り決めも４割が守られていない。その非情な現実をぼくたちは訴えてきた。海外からも日本は拉致国家として批判を浴びているので、もはや別居親を「DVだから危険」とヘイトするだけでは実態は隠せない。

ぼくたちの訴訟は、相手との関係が婚姻であるか否かによって共同親権かどうかが決まり、そのことで親の養育権が保障されないのは不平等というものだ。親権のある人、ない人の間の不平等ではない。なぜなら、子どもを生み育てることは幸せになるための選択という点で親固有の権利であり、相手との関係が婚姻でないからといって、子どもと引き離されたり、加重な養育負担を負わされたり、国が介入していいものではないからだ。民法では親権喪失・停止規定があるが、いずれも親の権利の制約には裁判所の審査を経る。ところが、婚姻制度は人為的なものにもかかわらず、それから外れただけで無権利状態に陥るのは不合理だ。

そういう意味では、現在進行中の、選択的夫婦別姓訴訟、同性婚訴訟の二つの民法関連の国賠訴訟と、婚姻制度を相対化するという点で同じベクトルを向く。冒頭の問いに対して答えるとするなら、「子どもがほしければ〈ちゃんと〉結婚しろ」という戸籍制度に紐づいた婚姻制度を守るためには、その枠組みから外れた者を二級市民として差別する仕組みが必要であり、そのためには、親権者を一人にし、養育から権利性を奪う単独親権制度は必要不可欠のものだった。

結婚と戸籍制度にやられたぼくたちの反撃（提訴）は、11月22日、「いい夫婦の日」。「ゼクシィ」見るより民法読んどけ。

（宗像充／共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会）

状況批評

継続する植民地主義の清算を

竹内康人（歴史研究）

2018年10月の韓国大法院の徴用工判決から1年がたった。大法院判決は、強制動員企業に対する戦争被害者個人の賠償請求権を認め、強制動員企業の法的責任を明示するものであり、戦争被害者の尊厳を回復し、市民の正義を実現させる画期的な判決だった。しかし、判決後の日本政府の対応と社会の反応は清算されない植民地主義を示すものだった。

■徴用工判決への安倍政権の対応

安倍の歴史認識は2015年談話のように、日ロ戦争を植民地下のアジア・アフリカの人びとを勇気づけるものとし、朝鮮への植民地支配については認めないというものである。安倍は大日本帝国の統治と韓国併合を肯定し、戦時の強制労働を否認するのである。

そのような安倍は2018年11月に国会で、徴用工を朝鮮半島出身労働者の問題とし、判決を国際法違反とし、毅然と対応するとした。

かれは判決を認めず、韓国が国際法（日韓請求権協定）を破り、戦後の日韓関係を破壊したとした。植民地支配の加害者であるにもかかわらず、被害者のように振る舞いはじめたのである。メディアもその意向を忖度する報道を繰り返した。日本政府は2019年7月から輸出規制の名での経済報復をはじめた。このような動きは、植民地主義の継続を示すものだった。

■日韓請求権協定第2条での解決内容

1965年6月の日韓請求権協定の第2条には、財産、権利及び利益と請求権が「完全かつ最終的に解決されたこととなる」とし、「財産、権利及び利益」と「すべての請求権」に関して「いかなる主張もすることができない」と記されている。

日韓交渉で韓国側は、「対日請求要綱8項目」を示し、その第5項に被徴用韓人の未収金、被徴用者の未収金や戦争による被徴用者の被害に対する補償をあげたが、それは戦争賠償ではなく、財産の請求であった。この協定締結前の合意議事録では、完全かつ最終的に解決されたことになる財産・権利・利益と請求権には、韓国の対日請求要綱の範囲に属する「すべての請求権」が含まれ、対日請求要綱に関してはいかなる請求もなしえないこととなると記されている。

この合意文書から、「すべての請求権」とは、韓国については対日請求要綱に関するものを示すものであることがわかる。日韓請求権協定は、不法行為への損害賠償請求権を解決するものではなかったのである。

■交渉での政策的意図と理論的結果

「日韓国交正常化交渉の記録」（外務省編、第2編手記・座談会）で、外務省条約局長の佐藤正二は「こちらはonce for allで全部の請求権をつぶそうという考え」であり、「殴られて裁判継続中で実体的にはまだ損害賠償請求権が発生していないけれども文句はいっているというものまでつぶしておかないといけないからあとに『請求権』という字句を条文にいれた」と言っている。この発言には損害賠償権をも消滅させようとした政策的意図が示されている。

しかし、請求権問題を担当していた外務省書記官小和田恒は「原則は全部消滅させるのであるが、その中で消滅させることがそもそもおかしいものがある」「理論的にいってどこまでのものを消滅させ、どこまでのものを生かしたらいいのかという問題と政策的にいってどこまでのものを消滅させなければいけないのかという問題」があったと語る。

この発言は、政策的には対日請求要綱での財産請求権だけでなく、実体的には発生していない損害賠償請求権まで消滅させたかったのであるが、理論的には個人請求権や損害賠償請求権そのものを消滅させることはできないと認識せざるをえなかったことを示すものである。結局、日本政府の請求権協定に関する解釈は、政府の外交保護権の相互放棄を意味し、個人請求権を消滅させるものではないというところに落ち着いたのである。

現在の日本政府の主張は、請求権協定にすべての請求権をつぶしたいとする当時の政策的意図が含まれているかのように宣伝するものである。しかし、損害賠償請求権は請求権協定では処理されていない。日本政府の「救済なき権利」という主張も、国際人権論に反するものである。韓国の大法院判決は、強制動員企業に対し、強制動員という反人道的不法行為への損害賠償、慰謝料請求権を認めるというものであり、ありえる判断なのである。

■強制動員問題の包括的解決を

強制動員慰謝料請求権の確定という大法院判決をふまえ、日本は植民地支配の不法性を認め、その下での強制動員（強制労働）の事実を認知すべきである。日本政府は企業と原告との協議を妨害してはならない。強制動員に関わり、その歴史を継承する日本企業は、その事実を認知し、日韓政府とともに解決に向けて、共同の作業を始めるべきである。被害者への賠償に応じ、和解をすすめるときなのである。

さらに、問題の包括的解決に向けて、日韓共同で財団・賠償基金を設立することが求められる。戦時に朝鮮人を強制動員した企業で、名前が変わっても現存しているものが数多くある。企業の強制労働の歴史を振り返り、ドイツ企業が強制労働被害者との和解にむけ「記憶・責任・未来」財団に出資したように、和解に向けた財団・基金の設立をすすめるべきなのである。

強制労働被害者の尊厳の回復、正義の実現をすすめることで、あらたな日韓の関係を形成することができる。強制動員問題をはじめ、植民地責任をとり、過去を清算するという真摯な取り組みが、信頼を生み、北東アジアの平和と人権への構築となる。真相が究明され、被害者の尊厳が回復され、正しく歴史が継承されることが、解決への道である。

『存在のない子供たち』

ナディーン・ラバキー監督（2018年、レバノン・フランス、125分）

主人公のゼノンは12歳にしては体が小さいが、妹の初潮にも気づき、その手当も教えるほど知識や生活力がある。スラム街に住む貧しい家庭には子どもたちが多いが、みな労働力としてしか考えられていない。常に自分は何のために生まれたのかと不満がいっぱいだ。その上、最愛の妹が強制結婚させられ、怒りにまかせて家を出る。家出中に出会ったのが、不法移民として厳しい生活を余儀なくされているエチオピア人のラヒル。ラヒルには隠れて育てている息子ヨナスがいる。ゼノンとラヒルの助け合い生活が始まり、心温かい交流が生まれる。ラヒルが仕事に行っている間、ゼノンはヨナスの育児や遊び相手をして過ごすが、やがて、ラヒルが帰ってこなくなる。ゼノンは大きなおけにヨナスを入れて引きながらラヒルを探し回るが、精根尽き果てて、前からヨナスを買おうとしていた商人に売り渡してしまう。ラヒルは不法移民として逮捕され収監されていたのだ。そして、帰宅したゼノンを待っていたのは、最愛の妹の死の知らせだった。10歳で妊娠した妹は出血多量で死亡した。怒りを爆発させたゼノンは、妹の夫を殺そうとナイフを持って出かけ、傷つけてしまい逮捕される。その留置場でラヒルと再会する。そしてゼノンが出した結論は、両親を訴える事。何の罪で？　と問う裁判官にゼノンは応える。「ぼくを生んだ罪で」と。

ラバキー監督はこの映画を作った動機を「厳しい状況下で生活する多くの子どもたちと話す中で、毎日殴られ、幸せじゃない、何で生まれてきたのか、という彼らの怒りを表現するために彼らの声になろうと思った」とインタビューで答えている。そのために、主人公のゼノン始めラヒルなど主要登場人物たちは、みな現地で映画と同じような生活をしている人たちだ。ゼノンはシリア難民として町で監督が遭遇した。だからこの映画は演技ではないリアルさが伝わってくる。ゼノンとヨナスという二人の「存在のない」子どもの間に通う温かい感情に心洗われながら、監督が究極の目標と言っている、児童労働のような犯罪が許されない社会を作ることが大人の責任だと言う言葉に胸が痛くなりながら共感した。

ゼノンは今、ノルウェーに移住しているが、第2第3のゼノンが多く存在しながら、存在のない子どもたちとして困難な生活を強いられていることにも目を向けたい。非力な子どもたちが幸せに生きているかどうかということは、その社会の豊かさや健全さを表すバロメーターだと思う、そしてこれは遠い外国の話ではなく、日本でも多くの子どもが虐待や貧困でその存在を危うくさせられている現実があることにも向き合わなくてはならないと思った。カンヌ国際映画祭審査員賞受賞作品

（森本孝子／「平和憲法を守る荒川の会」代表）

『絶望の林業』

田中淳夫著　新泉社刊　2200円+税

今年の秋に関東地方を襲った台風通過の跡には未だ苦難のなかにたくさんの人がいて、聞くこと毎に辛く胸が苦しくなる。全世界的な気候変動の一環のこととはいえ、被災地には殆ど無防備であったところもあるように聞くと、もっともっと環境問題に真剣に向かい合っていくべきと思った。

台風15号が房総半島を襲ったとき、薙ぎ倒された電信柱や立ち木の多さにまずびっくりした。電信柱のことはかねがね不信に思っていたが、針葉樹の倒木がいかに多かったか。空からの映像をテレビで見て驚いた。その解説によると、杉の病気が蔓延していたと。日本の森林には問題ありとは聞いていたが、実は何も知らないことに気づき、書店に行った。そこで手にとったのがこの書である。同じことを考えた人は多いらしく、すぐ朝日新聞（その他の新聞にも）の書評欄にも出たし、オピニオンという欄にも田中さんの署名記事が載った。目にされた方も多いとは思うが、森林に関する内容の学習の必要性はもちろんだが、田中さんの文章の感じよさ、視野の広さに感銘をうけたので、ぜひ、読んで、とご紹介したい。

「最近林業って盛り上がってきていますよね？」という趣旨で取材されることが多いそうだ。でもいろいろ真実を話すと引かれてしまうという。読むと、一口に「林業」というが、山持ちの人、木を伐採する人、木を加工する人は全く別業で、一括りに「林業」とはいえないことがわかってくる。日本国は国土のほとんどが急峻な山地で、その裾の僅かな平地と斜面に人がひしめいて暮らしている。昔の人は山の四季の恵を食し、炭を焼き、紙や建材にしてたいせつにつきあってきた。いまは衣食住すべてで山や木との関りが薄れてしまっている。もう昔の絵本で見知った樵さんはいないし、炭焼き窯から立つ煙も、大きな斧をふるって木を伐る姿も見かけなくなってしまった。

まず山の持ち主が分からなくなっている、木を伐採する技術を持つ人が少なくなる。建物に木を使わなくなっている（床の間や床柱はもう流行らない。マンション住まいの人が多いなど）。コンクリート枠や合板材、バイオマス用のチップスなどの需要はある。それらは材の特質を問わないので、全山伐採などを行う。それにあの悪名高き「補助金」がつく。戦後植樹された木が50年経って伐採されるべき樹齢に達していると。それが放置されたままあの風に薙ぎ倒された森林の姿になったのだ。しかしこんなふうに簡単にまとめられる問題ではない。我々はあまりにもこのことに無知だったと思う。林業問題ひと筋できた田中さんからもっともっと学んでほしい。

田中さんのあとがきに「森林をよくする林業は応援するが、森林をダメにする林業はさっさと退場してもらいたいと思う。森林を破壊しても存続すべき林業なんてない。いや森林を破壊することは人類の未来を破壊することではないか。（略）ここに書いた林業の問題点は、日本社会のほかの多くの問題にも当てはまるのではないか、ということだ。ある意味、日本の林業は日本社会の縮図になっているかもしれない……。」とある。

（梶川涼子／事務局）

反改憲ニュースクリップ

衆院憲法審、2年ぶりの実質審議

10月17日～11月15日

【10月18日】〈自民〉憲法改正の議論進展を呼び掛ける約1000人参加の大規模集会を、和歌山市のホテルで開催。安倍首相はビデオメッセージを寄せる。**〈改憲手続法〉**公明党の斉藤鉄夫幹事長が、衆院憲法審で継続審議となっている改憲手続法改定案について「公職選挙法の改正に伴う機械的な改正だ。速やかに議論して成立させるべきで、（成立は）今国会最大のポイント」と発言。**〈合区〉**公明党の北側一雄中央幹事会長がCSのTBS番組で、参院選挙区の合区解消のため各都道府県から最低１人を選出できるようにする自民党の改憲案について「（国会議員を「全国民の代表」と位置付けた）憲法43条との関係で整合性を持つようにしなければならない」と疑問を呈する。

【10月22日】〈天皇制〉即位礼正殿の儀が行われ天皇が即位。

【10月23日】〈改憲手続法〉自民党が、国会の憲法審査会で、改憲手続法案の審議・採決に先立ち、野党が求める政党CM規制の議論を容認する方向で調整に入る。

【10月24日】〈表現の自由〉立憲民主党の山花郁夫憲法調査会長らが会見を開き、国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」への文化庁による補助金全額不交付決定について「展示の内容を審査して不交付を決定したのではないかという疑いを強く持った」と述べ、衆院憲法審での議論を要求。

【10月28日】〈自民〉さいたま市で憲法改正をテーマに会合を開き、およそ300人が参加。

【11月３日】〈憲法公布73年〉護憲派、改憲派が各地で集会開く。国会議事堂周辺には改憲に反対する約１万人が結集。

【11月７日】〈憲法審〉衆院憲法審査会が今国会で初めて実質的な議論を行う（９月に行った欧州４カ国視察の報告と視察に関する自由討議）。与野党議員同士の討議は２年ぶり。森英介前審査会長（自民）が、ドイツで基本法が63回改正されたことに触れ「与野党の間で大胆な妥協をするという手法は、わが国でも当然、考慮する必要がある」と発言したのに対し、公明党の北側一雄が「改憲実施回数だけ比較することにさほど大きな意味はない」と反論。北側は他方で、ウクライナで非常時の議員任期延長を規定していることを挙げて「憲法論議を進めるべき課題」とも述べる。赤嶺政賢（共産）「憲法を変えるのではなく、憲法原則に反する現実を変えることこそ求められている」。立憲民主党の山尾志桜里は、改憲手続法改定案を念頭に「手続きの議論が終わらない限り、憲法の中身に一切入れないのもおかしい」と発言した。これに対して、同党の枝野幸男代表が記者会見で「国会の議論の段取りは国会対策マターであり、大衆討議ものではない。党の方針は明確だ」と不快感。**〈安保法制〉**安全保障関連法は違憲で、平和に生きる権利が侵されたとして、約1600人が国に一人10万円の損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁が原告の請求を棄却。安保関連法が合憲か違憲かは判断せず。原告側は控訴へ。同様の訴訟は「安保法制違憲訴訟の会」の呼びかけで全国22地裁で起こされており、原告は計約7700人に上る。判決が言い渡されたのは、今年４月に原告側が敗訴した札幌地裁に続き、２件目。

【11月９日】〈自民〉自民党の森山裕国対委員長が、自身が会長を務める党鹿児島県連の集会で憲法をテーマに講演。集会には下村博文選対委員長も出席した。自民党が進めている地域での憲法集会の一環。**〈立民〉**山尾志桜里衆院議員がツイッターで、改憲をめぐる自身の発言を枝野幸男代表から批判されたことに関し、「国会で発言したら、代表に公の場で『不快感を表明』されてしまった、という事象をこのままスルーすると、党所属の普通の議員は普通に委縮すると思う。これは本当に問題」と反論。

【11月11日】〈自民〉自民党岸田派（宏池会）が改憲に関する若手勉強会を開催。党憲法改正推進本部事務総長の根本匠前厚生労働相が講師を務める。／自民党の細田博之憲法改正推進本部長が石破茂元幹事長のパーティーで、９条２項削除を訴える石破の主張について「100パーセント、世界的に正しい理論だ。純粋理論的にかくあるべしという人の方が議論として強い」と述べる。一方で、「常に意見が異なるわけです。しかし、どちらが受け入れられやすいかをつい考えてしまう」とも述べ、２項を残したままの安倍改憲案を擁護。**〈合区〉**安倍首相が全国都道府県知事会議で、党の改憲４項目に盛り込まれている合区解消に関し「全国知事会で熱心に憲法改正について、議論し、検討いただいていることに対し、心から敬意を表したい」と述べる。

【11月13日】〈憲法審〉衆院憲法審査会が幹事懇談会を開き、次回の審査会を翌14日に開くことで合意。与党は次回審査会で改憲手続法改定案の質疑・採決をするよう求めたが、野党は、前回は時間切れで発言できなかった委員が多いとして、９月下旬の欧州視察に関する自由討議を継続するよう要請。与党は野党との協調を優先し、改正案の質疑は見送ることで一致。**〈自民〉**岸田派が改憲に関する若手勉強会を開く。古賀誠名誉会長が講師を務め、９条改正に反対する一方、党として改憲議論を進めるべきだとの考えを示した。**〈立民〉**、約５カ月ぶりに党憲法調査会を開き、文化庁が「あいちトリエンナーレ」への補助金を不交付にした問題や、三重県伊勢市が「伊勢市美術展覧会」で慰安婦像の画像を使った作品の展示を拒否したことについて意見交換。

【11月14日】〈憲法審〉衆院憲法審が今国会２度目の自由討議。維新の馬場伸幸議員は立憲民主党の党内不一致を追及したのに対して、立民の山花郁夫議員は「私どもとしては、テーマ出しはするが、（改憲）案の形で出すつもりはない。党の立場を離れて、自由闊達な意見をというのがこの場だと承知している」と述べ、当の山尾議員は「よほど党の公的見解と違うならともかく、一定の幅の範囲で正しいことを言う限りは、発言の権利は保障される」と応答した。国民民主党の奥野総一郎議員は「改憲の機運は必ずしも高まっていない。いきなり『緊急事態』などと言い出すから議論が進まない」と発言。

【11月15日】〈自民〉自民党の岸田政調会長が岸田派の会合で「憲法の議論は一部の人間が盛り上がってもなかなか結果を出すことができない。右から左まで、この議論や理解のウイングを広げていかないと憲法改正の議論は進んでいかない」と発言。

集会・行動情報　12/4 ～ 12/22

▶12月4日（水）コスタリカ憲法から学ぶ　**ロベルト・サモラ弁護士講演会**◆エルおおさか７階709号（地下鉄・京阪天満橋駅）／18：30／参加費1000円◆国際法律家協会関西支部、大阪弁護士会９条の会

▶12月5日（木）原発・核燃料サイクルの即時中止を！**省庁・全国市民・議員の院内集会**◆12：00～16：50◆衆議院第１議員会館大会議室◆第一部12：00～13：50◆巽好幸（神戸大海洋探査センター長）「迫り来る巨大地震と巨大噴火　この国は生き残れるか」◆永田文夫（三陸の海を放射能から守る若手の会）「再処理工場の大爆発」◆ヒアリング集会：高レベル廃液の安全保管について、原発・核燃施設は地震や火山の噴火に耐えられるのか、核燃サイクルの経費について◆全国各地からの発信：北海道、青森、岩手、福島、関東、東海、関西、四国、九州◆パネラー議員　衆議院：阿部知子、近藤正一、菅直人、山崎誠、笠井亮、逢坂誠　参議院：福島みずほ、川田龍平、福山哲郎、岩渕友◆市民：伴英幸（東京）、山田清彦（青森）、永田文夫（岩手）、服部良一（大阪）、池島芙紀子（大阪）、宮崎寛（京都）◆主催：脱原発政策実現全国ネットワーク、共催；ストップ・ザ・もんじゅ

▶12月7日（土）第７回国連人権勧告の実現を！**集会とデモ**◆集会：13：30／デモ出発：15：30◆メイン講師角田由紀子◆青山学院大学青山キャンパス17号館３階309教室（JR・地下鉄渋谷駅）

■終わりにしよう天皇制2019集会◆13：00◆千駄ヶ谷区民館（JR原宿駅）◆リュウセイオー龍（舞踏）、コント、歌、スライド＆トークでふり返る代替わり反対、「国民祭典」批判他◆終了後デモあり◆500円◆終わりにしよう天皇制「代替わり」反対ネットワーク（おわてんネット）

■日本消費者連盟連続講座「種子は誰のもの―市民として考える」第３回「種子は民のもの――グローバリズムの中で考える◆林重孝（日本有機農業研究会種苗部長）◆13：00◆品川区立総合区民会館きゅりあん４階第１特別講習室（JR大井町駅）◆日本消費者連盟

■公開講座：市民のための化学の基礎講座――現状と課題を考える第３回：放射能汚染と廃炉作業の課題を考える◆連合会館401会議室（JRお茶の水駅）◆13：30◆資料代1000円◆有害化学物質削減ネット

■南京証言集会2019　今年も“南京”の真実を◆開場13；00◆PLP会館５階大会議室（JR天満駅、地下鉄扇町駅）

▶12月8日（日）シンポジウム「**貧困と政治――自己責任論の罠**」◆13：30◆蓮根地域センター・レクホール（地下鉄蓮根駅）◆宇都宮健児（弁護士）、中村淳彦（ノンフィクションライター）、阿久津幸彦（衆院議員・立憲民主党）◆暮らしにデモクラシーを板橋ネット

■権力犯罪を許さない　忘れない　糟谷孝幸君追悼50周年首都圏の集い◆和泉橋区民会館４階（JR秋葉原駅）◆13：00◆糟谷プロジェクト（要申込：03－6273－7233研究所テオリア）

■大泉学園で声をあげよう！やめて！日米共同軍事演習＝ヤマサクラin 朝霞駐屯地◆14：00◆東大泉地域区民館会議室１・２（西武線大泉学園駅）◆やめて‼ 日米共同演習練馬実行委員会

■世界人権デー記念講演会　安田純平氏が語る「紛争地から報道する意味」◆13：30◆合人社ウェンディひと・まちプラザ（広島市まちづくり市民交流プラザ）北棟6Fマルティメディアスタジオ（広島市中区袋町6-36）◆公益法人アムネスティ・インターナショナル日本ひろしまグループ

■えびな九条の会　澤地久枝さん講演会◆講師：澤地久枝（作家　九条の会）「私が生きてきた道」◆17：40◆ビナレッジホール（えびな市民活動センター）◆チケット取り扱い店：有隣堂ララポート海老名店（046－306－6651）◆えびな九条の会

▶12月10日（火）これは官製ヘイトだ！～前川喜平さんは断言する　**高校・幼稚園「無償化」制度から朝鮮学校排除**◆18：30◆スペースたんぽぽ（JR総武線・都営地下鉄水道橋駅下車）◆800円

▶12月14日（土）高高度ミサイル（THHAD）の攻撃部隊は憲法９条の破壊である　**相模補給廠米陸軍ミサイル司令部新設反対町田12.14町田集会**◆13：15開城、13：30開始◆町田中央公民館ホール（JR横浜線・小田急町田駅下車）◆清水早子（ミサイル基地いらない宮古住民連絡会事務局長）「琉球弧の島々への自衛隊配備に抗して」、大西一平（立川自衛隊監視テント村）

■国連・憲法問題研究会講演会　嫌韓ナショナリズムと植民地主義――「慰安婦」・「徴用工」問題の研究を踏まえて◆講師：今田真人（ジャーナリスト）◆14：00◆文京区民センター3C（東京メトロ後楽園駅、都営地下鉄三田線春日駅下車）◆資料代1000円◆要申し込み（TEL／FAX03－6273－7333、email@theoria,imfo

■民主主義とは何か～安倍政権とメディア～　望月衣塑子講演会～◆開場13：00◆尼崎市立中央南生涯学習プラザ大ホール（サンシビック尼崎内）◆講演：望月衣塑子（東京新聞記者）◆参加費1000円、学生500円）◆望月衣塑子講演会実行委

▶12月22日（日）核・ミサイル軍拡を許さない**12・22集会**◆13：30◆講演：田窪雅文「日本の反核運動の課題」◆文京区民センター・３C（地下鉄春日駅・後楽園駅）◆500円◆大軍拡と基地強化にＮＯ！アクション2019

■「教育の自由は手放せん！　だからいま歴史をあなたと語りたい」◆13：30◆大阪市立総合生涯学習センター第1研修室（大阪駅前第２ビル５階）◆シンポジウム　平井美津子（中学教員）、斉可尚代（毎日新聞ディレクター）◆資料代：800円（学生・障がい者400円）◆12・22シンポジウム実行委

▶「反改憲」運動通信：１部400円（月1回発行／第15期：2019年6月～2020年５月）
▶事務局・連絡先：〒101-0063　東京都千代田区神田淡路町1-21-7　静和ビル2A　淡路町事務所気付
▶Fax：03-3254-5460▶E-mail：hankaiken@alt-movements.org▶https://www.alt-movements.org/han-kaiken/
▶年間定期購読料：印刷・郵送4000円／PDF・Eメール3000円　▶郵便振替：00190-7-11558「反改憲」運動情報通信